

## 都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。  
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合がありますので事前にお電話をください。



電話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)  
相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)  
相談時間:9:00～16:00

○無料法律相談(要予約)

開催日:毎月第4金曜日(13:00～16:00)

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。



来訪

## 消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。  
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

## メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。



## 都城市消費生活センターだより VOL.18

～consumer center news～



暮らしに役立つ情報です。  
ちょっと読んでみませんか？

【今回の特集】 5月は消費者月間  
全国統一テーマ 明日の地球を救うため、消費者にできること  
グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

【消費者月間とは？】

消費者月間中には全国統一のテーマが決められ、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者トラブル防止の啓発活動を行っています。

【消費生活センターの啓発活動】

・市役所一階の市民サロンで消費生活に関するパネルの展示を行いました

【トラブル注意報！通信販売の定期購入】

・定期購入で購入した商品を返品しただけでは解約にはなりません！

## 【今回の特集】 5月は消費者月間

令和7年度の全国統一テーマ

### 明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

大雨などによる自然災害が毎年のように発生しています。地球温暖化の責任は、ほぼ人類にあると言われており、人類の消費行動も例外ではありません。どんな行動をすることが環境にいいのか振り返り、考え、話し合ってみましょう。今年度統一テーマに沿って、明日の地球を救うため、私たち消費者ひとりひとりができること、グリーン行動について考えてみませんか？



### 【消費者月間とは？】

消費者月間とは昭和43年5月、消費者保護基本法(現消費者基本法)が施行され、その20年後の昭和63年より毎年5月が消費者月間となりました。消費者月間中には全国統一のテーマが決められ、消費者・事業者・行政が一体となって消費者トラブル防止の啓発活動を行っています。

### 消費生活センター



## 【消費生活センターの啓発活動】



市役所一階の市民サロンで消費生活に関するパネルを展示しました

令和7年5月9日(金)～23日(金)の期間、市民サロンで消費生活に関するポスターの掲示、資料の展示等を行い、市民の皆様への注意喚起を行いました。

同時に消費生活に関するアンケートと「消費生活トラブルにあわないために気をつけていること」を募集し、たくさんの回答をいただきましたので一部ご紹介します。



(一部紹介)

- ・無料・格安などのうたい文句には乗らない
- ・ネット通販では解約方法を確認する！
- ・知らない電話番号には出ないようにしています
- ・調べる・口コミやレビューを細かく確認する



## 【トラブル注意報!】通信販売の定期購入

**定期購入で購入した商品は「返品」しただけでは解約になりません!**



SNS広告で見たサプリを一回限りのお試しのつもりで購入した。一回目を受け取り、お金を支払った後、しばらくしてまた同じ商品が届いた。購入した覚えがないので受取り拒否をしたが、数日後請求書が送られてきて困惑。購入はしていないのでしばらく無視していたら弁護士から通知がきた。商品が手元がないのにお金を支払いたくない。



SNS やネット上で「格安」「お試し」など強調する広告を見て一回限りのつもりで購入をしたら、定期購入だったという相談が寄せられます。お試しで一回分しか頼んでいないからと、受取り拒否や返送しても解約にはなりません。購入する際には、購入の条件をよく確認しましょう。申込画面をスクリーンショットで保存しておく、後で見直すことができます。